

コンプライアンス ~法令を順守した事業活動~

◆コンプライアンスの徹底

コンプライアンスは企業の社会的責任の基本であり、企業 存続の根幹をなすものであるとの認識のもと、法令違反や不 正を防止する社内体制の強化、全役職員の社会規範も含めた 意識向上等、全ての面において徹底を図っています。

当社では全役職員が日常活動において法令を順守し、建設 業の健全な発展に寄与するため、以下の「行動規範」を定め、 その浸透に努めています。

- 1. 建設産業の健全な発展に寄与するため、建設業の構造改 善の推進について積極的な取り組みを行う。
- 2. 企業倫理を確立し、法令に違反する行為を排除し、公正な 競争が維持される建設市場の環境整備に努める。
- 3. 生産性の向上、技術力の錬磨、人材の育成等広い範囲にわ たって不断の経営努力を重ねる。
- 4. 建設業法や独占禁止法等の関係法令の順守に努め、公正 な企業活動を行う。

当社は経営方針「企業の社会的責任を果たす経営の実践」 において、「法令順守に関する教育、指導、社内チェックシステム

◆ 従業員向けコンプライアンス教育の強化

本社総合支援本部と総合企画部が合同で各支社店を巡回 し、従業員を対象としたコンプライアンス研修会を開催してい るほか、各支社店でも集合研修等の機会を利用し、支社店独自 のコンプライアンス教育を実施しています。各研修の出席者と の意見交換や受講者の理解度確認を通して、会社と従業員の 双方向型の直接対話を図るとともに、教育効果の測定と不適 切事例の発生防止に取り組んでいます。

制度を確立し、あらゆる事業活動において、高い倫理観の下、 企業としての社会的責任を果たす経営の実践」を掲げ、全役職 員のコンプライアンス意識の醸成を図ってまいりました。

しかしながら2022年11月に当社元従業員1名が刑法違反 (公契約関係競争等妨害)並びに官製談合防止法違反により 有罪判決を受ける事態が発生しました。本件に伴い、当社は 国土交通省近畿地方整備局から2023年3月から2023年7月 までの期間、東海地区4県で建設業法に基づく営業停止処分 を受けました。関係者の皆様にはご心配とご迷惑をおかけし、 深くお詫び申し上げます。

当社は今回の処分を厳粛に受け止め、全役職員のコンプラ イアンスのさらなる徹底に向け、従来からの取り組みに加え、 再発防止の取り組みや改善措置を進めております。

- ① 従業員向けコンプライアンス教育の強化
- ② 経営幹部向けコンプライアンス講習会の開催
- ③ 本社業務監察部管下に「コンプライアンス推進課」を設置
- 4 就業規則等、コンプライアンスに係る諸規定の見直し

◆ 経営幹部向けコンプライアンス講習会の開催

業務監察部コンプライアンス推進課の施策として、2022年 6月と11月に当社の経営幹部と管理職を対象に「コンプライ アンス講習会 | を開催しました。福岡県警本部長、大阪府警本 部長などを歴任した樋口コンプライアンス法律事務所の樋口 眞人氏を講師に招き、「時代の要請に応えるコンプライアンス| と題し、ご講演いただきました。

当社は引き続き全ての役職員を対象に、外部の知見も積極 的に取り込み、時代の要請に応じたコンプライアンス意識の 醸成を図ってまいります。



経営幹部向けコンプライアンス講習会 講師:桶口眞人氏(元大阪府警察本部長) 樋口コンプライアンス法律事務所 弁護士

◆本社業務監察部管下に 「コンプライアンス推進課」を設置

コンプライアンス推進を担う専任部署として、2022年3月に 本社業務監察部管下に「コンプライアンス推進課」を設置しま した。コンプライアンス推進課は、本社・本部・各支社店が実施 する各種のコンプライアンス教育計画の実施状況の管理・ 指導・支援および適用法令や不祥事事例の情報収集と社内情 報共有を図るとともに、有効性の確認を行っています。

特隹

◆ 反社会的勢力の排除

反社会的勢力とは一切の関係をもたず、反社会的勢力から 不当要求がなされた場合には、これを拒絶します。反社会的勢 力排除のため、以下の施策を実行しています。

- 1 対応統轄部署を総務部に、不当要求に対する相談窓口を 全国の支社・支店庶務課に設置しています。
- 2.「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を 全役職員に周知徹底し、企業価値の向上を図っています。
- 3. 警察、全国暴力追放運動推進センター等と緊密な連携関係 を構築し、企業防衛協議会等に加入し、暴力団排除活動に 参加するとともに、反社会的勢力の情報を収集し活用して います。
- 4. 反社会的勢力が協力会社となって不当要求や利益を得るこ とを防止するため、反社会的勢力の経営関与および交際関 係があった場合、直ちに契約を解除する旨の専門工事基本 契約書を協力会社と締結し、排除の徹底を図っています。

また全役職員を対象に「反社会的勢力の排除」についての 社内教育を実施し、具体的な事例を交えて関連する法令につ いての知識の浸透と法令順守の意識高揚を図っています。

◆ 個人情報の適正な管理

個人情報を適切に管理することは企業の社会的責任である との認識のもと、「特定個人情報(マイナンバー)等取扱規定 | および「個人情報保護規定」を制定し、個人情報を適正に管理 しています。

当規定に則り、全役職員を対象に個人情報保護法の教育を 実施し、理解度テストにて効果の確認を行っています。一人ひ とりが個人情報保護法についての知識を養い、認識を高める ことで情報管理の徹底を図っています。

◆公正な調達の推進

一定額以上の取引契約物件については、専門工事業者3社 以上に対して設計図書や参考内訳書、見積条件等を提示し、 見積徴集を行っています。受領した見積をもとに、各専門工事 業者にヒアリングを実施した上で公正・公平に業者選定を行 い、工事請負基本契約の取り交わし、注文書の発行、注文請書 の受領等の契約行為を行っています。契約締結にあたっては、 見積条件に基づき、図面や仕様書・その他の設計図書に則っ て、信義を守り誠実に履行しています。

また、工事完了時に、施工管理・原価管理・工程管理・安全衛 生管理・作業所管理の面から、作業所長が協力会社と職長の 評価を行っています。評価結果は、社内の評価システムに蓄積 し、次回以降の協力会社選定時の参考データとして活用して います。

◆ 独占禁止法の順守

全役職員が、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関す る法律 | の順守を徹底するために、「独占禁止法順守に関する 業務要領」を制定し、独占禁止法等の順守に関する方針(「行 動規範」)に則り法令順守に努めています。

また、「官庁営業コンプライアンスガイドライン」を制定し、 コンプライアンスを厳守した営業活動の徹底を図っています。

◆ インサイダー取引の排除

「内部者取引の規制および内部情報の管理に関する規則」を 制定し、会社の重要な情報に容易に接することができる役職 員が、その情報が公表される前に株式等を売買等することを 禁止しています。当規則を周知徹底するため、インサイダー 取引に関する社内教育を実施しています。

◆ 外国人労働者の適法な就労

外国人就労者の多くは、外国人技能実習制度等を利用して 適正に就労していますが、当社では新規入場する外国人には 必ず就労資格と在留カードの確認を行っています。また、協力 会社と連携して不法就労撲滅運動を実施しています。